

邑久在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業所

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者

法人名／代表者氏名 社会福祉法人 敬友会／理事長 橋本 俊明
法人所在地／電話番号 岡山市南区東畦768／086-250-2000
設立年月 平成6年3月14日

2. 事業所の概要

事業所名称／管理者氏名 邑久在宅介護支援センター／朝比奈 直子
事業所の所在地／電話番号 岡山県瀬戸内市邑久町箕輪266-1／0869-22-9503
事業所番号／開設年月 3372400022／平成11年 11月 1日
当事業所運営方針 介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

3. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者(主任介護支援専門員) 常勤 1名

介護支援専門員 常勤〔 〕名 非常勤〔 〕名（うち主任介護支援専門員〔 〕名）

4. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 瀬戸内市
営業日及び営業時間 月曜日～金曜日（祝祭日・12/30～1/3を除く） 9:00 ～ 18:00
＊24時間連絡できる体制を確保しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

- | | |
|------------------|------------------|
| ①居宅介護支援に関する申請代行 | ②認定調査に関する協力・援助 |
| ③居宅サービス計画の作成 | ④居宅サービス事業者との連絡調整 |
| ⑤サービス実施状況の確認及び評価 | ⑥利用者状況及び家族状況の把握 |
| ⑦給付管理 | ⑧その他の居宅介護支援業務 |

尚、居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介をおこないます。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護報酬告示に基づき算定されるサービス利用料金の全額をお支払い下さい。

また、当事業所では介護職員等処遇改善加算を算定しております。加算額は、基本サービス費に各種加算・減算を反映した1か月あたりの総単位数に、加算率2.1%を乗じて算出します。

居宅介護支援費Ⅰ（ICT・事務職員なし）[45件未満]			
要介護１・２	10,860円	要介護３～５	14,110円
居宅介護支援費Ⅰ [45件～60件未満]			
要介護１・２	5,440円	要介護３～５	7,040円
居宅介護支援費Ⅰ [60件以上]			
要介護１・２	3,260円	要介護３～５	4,220円
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円	特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円
初回加算	3,000円	通院時情報連携加算	500円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円	退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円
退院・退所加算（Ⅲ）			9,000円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円
特定事業所医療介護連携加算			1,250円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	緊急時居宅カンファレンス加算	2,000円

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。但し、その場合には、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（３）緊急時等における対応方法

①居宅介護支援を実施中にご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医及び必要に応じて関係市町村に連絡致します。

②必要に応じて指定居宅介護支援をおこなう体制を整備しています。

（４）事故発生時の対応方法

①ご利用者の応急措置に全力を尽くします。

②ご利用者のご家族等に迅速に連絡すると共に、必要に応じて関係市町村等に連絡します。

③必要に応じて主治医に連絡します。

④事故原因を解明し、再発を防ぐ為に必要な措置を迅速に実施します。

（５）守秘義務及び個人情報の保護

事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご利用者又はその家族等に関する個人情報の利用目的を次の（６）のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、サービス提供終了後も継続します。

（６）個人情報の使用

次のような事項において、ご利用者への居宅介護サービス提供に必要な個人情報を使用します。

①介護保険事務 ②市町村との連携（地域ケア会議等の事例検討を含む）

③ご利用者に介護保険サービスを提供する他の居宅サービス事業者との連携

④サービス担当者会議

⑤主治医・医療機関の担当者・歯科医師・薬剤師等へご利用者の状況報告や居宅サービス計画への意見、助言を求める場合

⑥入退院時の情報連携 ⑦その他業務上必要な場合

7. 苦情の受付について

苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

* 苦情受付窓口 邑久在宅介護支援センター ０８６９－２２－９５０３

（苦情解決責任者）朝比奈 直子 （苦情受付担当者）船橋 美由紀

苦情受付時間 月～金曜日（祝祭日・12/30～1/3は除く） ９：００～１８：００

＊法人本部 お客様相談室

受付時間 9:00～18:00 月～金曜日（祝祭日・12/30～1/3 は除く）

電話番号 086-250-2000（代表） メール customer-s@keiyuu-kai.or.jp

手紙 〒701-0211 岡山市南区東畦 768 社会福祉法人 敬友会「お客様相談室」

以下の機関でも苦情等ご相談に応じてくれます。

岡山県国民健康保険団体連合会(介護110) 岡山市北区桑田町17-5/086-223-8811[苦情処理]
瀬戸内市健康長寿課(受付時間8:30～17:15) 瀬戸内市邑久町尾張300-1/0869-24-8866
あおば中央法律事務所 濱田弘弁護士 倉敷市阿知3丁目3番1号 大橋ビル3階/086-697-6616

8. サービス提供における事業者の義務

①居宅サービス計画の作成にあたって、介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分な説明をおこないます。訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合の上位3ヶ所までの情報（過去6ヶ月）を提供します。

※上記の説明や文書を必要とする場合はお申し出ください。

②ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

③ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

9. 入院時における医療機関との連携

ご利用者が病院や診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えいただきますよう、ご協力をお願いします。

（入院時の5つのお願い文書をお渡しいたします。）

10. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

11. サービス利用をやめる場合（サービス提供の終了について）

サービス提供の有効期間は、重要事項説明の同意日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、ご利用者からの申し出がない場合には、更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

次のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、次のような事項に該当するに至った場合には終了します。

①ご利用者が死亡した場合

②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立・要支援1・2と判定された場合

③ご利用者が介護保険施設に入所した場合

④事業者が解散した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご利用者から解約の申し出があった場合

＊ご利用者は、居宅サービス計画に同意できない場合は解約することができます。

⑦事業所から正当な理由により解約を申し出た場合

＊ご利用者が、重要事項説明の同意時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知をおこない、その結果サービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

* ご利用者又はご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の
ご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はハラスメント行為をおこなうことなどに
よって、サービス提供を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

* その他、サービス提供を継続し難い場合

12. 虐待防止のための措置について

(1) ご利用者の人権の擁護、虐待防止のため、次の措置を講じます。

①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に
周知徹底を図る。

②虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備

③虐待の防止に関する責任者の選定 (責任者・担当者：朝比奈 直子)

④従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

⑤その他虐待防止のために必要な措置

(2) サービス提供にあたり、当事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者（ご利用者のご家族な
ど現に養護する者）により虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報
します。

13. 成年後見制度の活用支援について

事業所は適正な手続きをおこなうため、必要に応じて成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、
成年後見制度を活用できるように支援をおこないます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をおこないました。

事業者 社会福祉法人敬友会

理事長 橋本 俊明

印

事業所 邑久在宅介護支援センター

説明者 介護支援専門員

氏 名 _____

令和 年 月 日

本書面に基づいて、重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

ご利用者 住 所 _____
(本人)

氏 名 _____

☐代筆者 ☐家族 ☐成年後見人 ☐その他 該当するものすべてにチェックして下さい。

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)